

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第95期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 サンケン電気株式会社

【英訳名】 Sanken Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 飯島 貞利

【本店の所在の場所】 埼玉県新座市北野三丁目6番3号

【電話番号】 (048)472-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部長兼企画財務統括部長
太田 明

【最寄りの連絡場所】 埼玉県新座市北野三丁目6番3号

【電話番号】 (048)472-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部長兼企画財務統括部長
太田 明

【縦覧に供する場所】 サンケン電気株式会社 大阪支店

(大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
(明治安田生命大阪梅田ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第94期 第1四半期 連結累計期間 | 第95期 第1四半期 連結累計期間 | 第94期 |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日 | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 35,339 | 31,478 | 144,882 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (百万円) | 231 | △ 914 | 4,972 |
| 四半期(当期)純損失 (△) (百万円) | △ 589 | △ 1,830 | △ 922 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | △ 1,993 | △ 2,632 | △ 3,570 |
| 純資産額 (百万円) | 35,773 | 30,468 | 33,520 |
| 総資産額 (百万円) | 129,052 | 128,595 | 132,384 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円) | △ 4.86 | △ 15.09 | △ 7.60 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 27.3 | 23.5 | 25.1 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 百万円単位の金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。

3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4 第94期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5 第94期及び第95期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6 第94期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるエレクトロニクス業界は、東日本大震災による生産減並びにTV市場の低迷などから、総じて厳しい状況で推移しました。こうした状況下、当社グループでは「エコ・省エネ」及び「新興国」の両市場における展開を加速すべく、グループ・リソース融合による高機能・複合化製品の開発を進め、売上規模の拡大を図るとともに、原単位での原価改革と構造改革を継続するなど、利益確保にも注力してまいりました。しかしながら、上記の通り経営環境が厳しい状況で推移したことから、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高が314億78百万円と、前年同四半期に比べ38億61百万円(10.9%)減少し、損益面につきましても、営業損失6億23百万円(前年同四半期 営業利益6億94百万円)、経常損失9億14百万円(前年同四半期 経常利益2億31百万円)となり、最終利益段階では災害損失の計上などから、四半期純損失は18億30百万円(前年同四半期 四半期純損失5億89百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

半導体デバイス事業では、エコ・省エネの市場要求を背景に、引き続き白物家電向け製品が好調を維持するとともに、自動車向け製品につきましても、海外市場を中心に好調を維持しました。しかしながら、震災影響により国内の自動車生産が減少したこと、並びに薄型TV向け製品において、需要低迷による在庫調整が継続したことなどから、総じて厳しい状況で推移しました。これらの結果、当事業の売上高は231億56百万円と、前年同四半期比13億28百万円(5.4%)減少し、営業利益につきましても5億27百万円と、前年同四半期比10億65百万円(66.9%)減少いたしました。

CCFL事業では、厳しいビジネス環境が継続し、受注が大幅に減少した結果、売上高は5億38百万円と、前年同四半期比16億7百万円(74.9%)の減少となりました。損益面につきましては、資源配分の適正化を図りつつ、採算性の改善に努めてまいりましたが、営業損失3億38百万円(前年同四半期 営業損失2億23百万円)を計上することとなりました。

PM事業では、海外TV市場の在庫調整から薄型TV向け製品が低調に推移し、売上高は46億15百万円と、前年同四半期比12億24百万円(21.0%)の減少となり、損益面につきましても、営業損失3億55百万円(前年同四半期 営業損失2億43百万円)を計上することとなりました。

PS事業では、震災による工事延伸などから、官公庁及び電力会社向け製品の販売が低調に推移しました。一方で、通信用直流電源や無停電電源装置など、BCP関連用途の販売が好調に推移しました。これらの結果、当事業の売上高は31億67百万円と、前年同四半期比2億97百万円(10.4%)増加し、営業利益につきましても92百万円と、前年同四半期比7百万円(8.9%)増加いたしました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産の部は、1,285億95百万円となり、前連結会計年度末より37億88百万円減少いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金が42億45百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部は、981億26百万円となり、前連結会計年度末より7億37百万円減少いたしました。これは主に、コマーシャル・ペーパーが10億円減少したことなどによるものであります。

純資産の部は、304億68百万円となり、前連結会計年度末より30億51百万円減少いたしました。これは主に、利益剰余金18億85百万円の減少、為替換算調整勘定7億2百万円の減少などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社では会社の支配に関する基本方針を以下の通り定めております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。さらに、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、それなくしては将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

- ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み及び本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社株主共同の利益の向上の観点から、会社の経営の基本方針制定、中長期的な会社の経営戦略としての中期経営計画策定及びコーポレート・ガバナンス体制強化の取組みを行っております。

2) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されるこ

とを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

当社は、当社第91回定時株主総会の承認をもって、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「旧対応方針」といいます。）の採用を決定いたしました。旧対応方針の有効期限である平成23年6月24日開催の当社第94回定時株主総会の承認をもって、一部説明の充実を図り株券電子化等に伴う修正等を行った上で、新たな対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）として継続することを決定いたしました。本対応方針の有効期限は、平成26年6月30日までに開催される第97回定時株主総会終結の時までとします。本対応方針の詳細につきましては、平成23年5月10日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」を当社ウェブサイトにて公表しておりますので、そちらをご参照下さい。

- ③ 本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

1) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2) 本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではないこと

上記①で述べた通り、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

さらに、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は30億82百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、CCFL事業の生産、受注及び販売の実績が著しく減少しております。

これは、液晶TVバックライトのLED化等、厳しいビジネス環境が継続していることによるものであります。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第1四半期連結累計期間に完成したものは次のとおりであります。

| 会社名 事業所名 | 所在地 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 完了年月 |
|-----------------------------|-----------|-------------|-----------------|---------|
| アレグロ マイクロシステムズ フィリピン インク | フィリピン マニラ | 半導体 デバイス | 半導体デバイス 建屋拡張 | 平成23年4月 |

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 257,000,000 |
| 計 | 257,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 普通株式 | 125,490,302 | 125,490,302 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数は1,000株でありま す。 |
| 計 | 125,490,302 | 125,490,302 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年6月30日 | — | 125,490 | — | 20,896 | — | 5,225 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 4,138,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 120,341,000 | 120,341 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,011,302 | — | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 125,490,302 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 120,341 | — |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が含まれております。
自己保有株式 777株

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) サンケン電気株式会社 | 埼玉県新座市北野 三丁目6番3号 | 4,138,000 | - | 4,138,000 | 3.29 |
| 計 | — | 4,138,000 | - | 4,138,000 | 3.29 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 12,826 | 12,357 |
| 受取手形及び売掛金 | 31,208 | 26,962 |
| 商品及び製品 | 11,352 | 11,496 |
| 仕掛品 | 14,302 | 16,100 |
| 原材料及び貯蔵品 | 10,783 | 10,527 |
| 繰延税金資産 | 196 | 283 |
| その他 | 3,809 | 2,844 |
| 貸倒引当金 | △64 | △66 |
| 流動資産合計 | 84,414 | 80,506 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 16,145 | 16,802 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 15,928 | 16,841 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 792 | 883 |
| 土地 | 4,290 | 4,262 |
| リース資産（純額） | 550 | 756 |
| 建設仮勘定 | 5,724 | 4,214 |
| 有形固定資産合計 | 43,430 | 43,760 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 165 | 168 |
| その他 | 648 | 638 |
| 無形固定資産合計 | 813 | 807 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,956 | 1,780 |
| 繰延税金資産 | 162 | 134 |
| その他 | 1,855 | 1,855 |
| 貸倒引当金 | △249 | △249 |
| 投資その他の資産合計 | 3,724 | 3,520 |
| 固定資産合計 | 47,969 | 48,088 |
| 資産合計 | 132,384 | 128,595 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 20,138 | 19,228 |
| 短期借入金 | 20,382 | 25,596 |
| コマーシャル・ペーパー | 19,000 | 18,000 |
| 未払法人税等 | 395 | 164 |
| 繰延税金負債 | 0 | 0 |
| 役員賞与引当金 | 30 | 12 |
| 未払費用 | 7,450 | 8,020 |
| その他 | 1,073 | 1,216 |
| 流動負債合計 | 68,469 | 72,239 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 20,000 | 20,000 |
| 長期借入金 | 5,031 | 24 |
| 繰延税金負債 | 572 | 501 |
| 退職給付引当金 | 3,029 | 3,231 |
| 役員退職慰労引当金 | 38 | 39 |
| 資産除去債務 | 60 | 60 |
| その他 | 1,662 | 2,030 |
| 固定負債合計 | 30,394 | 25,887 |
| 負債合計 | 98,863 | 98,126 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 20,896 | 20,896 |
| 資本剰余金 | 18,667 | 18,303 |
| 利益剰余金 | 6,834 | 4,948 |
| 自己株式 | △3,916 | △3,916 |
| 株主資本合計 | 42,483 | 40,233 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 212 | 108 |
| 為替換算調整勘定 | △9,439 | △10,141 |
| その他の包括利益累計額合計 | △9,226 | △10,032 |
| 少数株主持分 | 263 | 268 |
| 純資産合計 | 33,520 | 30,468 |
| 負債純資産合計 | 132,384 | 128,595 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 売上高 | 35,339 | 31,478 |
| 売上原価 | 28,703 | 26,009 |
| 売上総利益 | 6,636 | 5,469 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,941 | 6,092 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 694 | △623 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 3 | 2 |
| 受取配当金 | 17 | 19 |
| 為替差益 | — | 49 |
| 雑収入 | 92 | 99 |
| 営業外収益合計 | 112 | 170 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 166 | 166 |
| 製品補償費 | 8 | 178 |
| 為替差損 | 266 | — |
| 雑損失 | 134 | 116 |
| 営業外費用合計 | 575 | 461 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 231 | △914 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | — |
| 特別利益合計 | 0 | — |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 6 | 12 |
| 災害による損失 | — | 256 |
| 特別退職金 | — | 61 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 84 | — |
| その他 | 0 | — |
| 特別損失合計 | 91 | 331 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | 140 | △1,246 |
| 法人税等 | 731 | 587 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失(△) | △590 | △1,833 |
| 少数株主損失(△) | △0 | △2 |
| 四半期純損失(△) | △589 | △1,830 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|--------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純損失(△) | △590 | △1,833 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △178 | △104 |
| 為替換算調整勘定 | △1,224 | △693 |
| その他の包括利益合計 | △1,403 | △798 |
| 四半期包括利益 | △1,993 | △2,632 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | △1,995 | △2,637 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 2 | 5 |

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) |
|---|
| 連結子会社の事業年度に関する事項の変更 従来、連結子会社のうち決算日が12月31日である大連三壘電気有限公司(在外)及び大連三壘貿易有限公司(在外)については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っていましたが、連結財務情報のより適正な開示を図るために、当第1四半期連結会計期間より連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。 なお、各社の平成23年1月1日から同年3月31日までの損益については、利益剰余金に直接計上しております。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) |
|--|
| 税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 |

【追加情報】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) |
|--|
| (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 当第1四半期連結会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (連結納税制度の適用) 当第1四半期連結会計期間より、国内において当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度末 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日) |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 輸出債権譲渡に伴う遡及義務額は1,451百万円であります。 | 1 輸出債権譲渡に伴う遡及義務額は1,055百万円であります。 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| 前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) |
|---|---|
| 減価償却費 2,011百万円 | 減価償却費 2,105百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成23年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 364 | 3.00 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月27日 | 資本剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|-----------------------|-------------------|------------|-------|-------|--------|--------------|--------------------------------|
| | 半導体 デバイス 事業 | CCFL 事業 | PM事業 | PS事業 | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 24,485 | 2,145 | 5,839 | 2,869 | 35,339 | — | 35,339 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 577 | — | 107 | 0 | 686 | △686 | — |
| 計 | 25,062 | 2,145 | 5,947 | 2,870 | 36,025 | △686 | 35,339 |
| セグメント利益又は損失 (△) | 1,592 | △223 | △243 | 84 | 1,210 | △516 | 694 |

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△516百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△516百万円及び棚卸資産の調整額△0百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|-----------------------|-------------------|------------|-------|-------|--------|--------------|--------------------------------|
| | 半導体 デバイス 事業 | CCFL 事業 | PM事業 | PS事業 | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 23,156 | 538 | 4,615 | 3,167 | 31,478 | — | 31,478 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 293 | — | 121 | 0 | 415 | △415 | — |
| 計 | 23,450 | 538 | 4,737 | 3,168 | 31,894 | △415 | 31,478 |
| セグメント利益又は損失 (△) | 527 | △338 | △355 | 92 | △74 | △548 | △623 |

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△548百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△546百万円及び棚卸資産の調整額△2百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---|--|
| 1株当たり四半期純損失金額(△) △4.86円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 | 1株当たり四半期純損失金額(△) △15.09円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|--------------------------------|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△) (百万円) | △589 | △1,830 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円) | △589 | △1,830 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 121,398 | 121,351 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月10日

サンケン電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 彰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神尾 忠彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンケン電気株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。